

2021 年 3 月 3 日

「感染症拡大予防のためのガイドライン」更新について

I. 授業運営の方針

2021 年度前期授業は、感染予防に配慮しながらできるかぎり対面授業を中心とした運営を行うこととし、受講者数の多い科目等においては教育効果を十分に考慮した上で、オンデマンド型遠隔授業を取り入れることを原則とします。

II. 授業の感染予防対策について

1. 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対しては合理的な配慮を検討します。
2. 毎日の OpenCEAS への検温結果の登録を必須とし、学生自身による日々の健康管理を促します。37.5℃以上、または平熱より 1℃以上高い場合は登学を認めません。
3. 非接触体温計を健康支援センター、学生支援センターに、またサーモグラフィーを食堂の入り口に配備し、必要に応じて検温できる態勢を講じます。
4. 特に講義系の科目においては、各授業の受講者数が講義室で設定されている試験定員（教室定員の 5～7 割）に概ね収まるよう、可能な範囲で調整を行います。学生の皆さんも不要な私語は厳に慎み、感染対策に協力してください。
5. 授業中は扉・窓等を開放するか、一定時間（毎時 2 回以上目安）ごとに換気を行います。
6. 学外でフィールドワーク等を行う場合には、学科および利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施します。なお、必要に応じて規模や内容の変更を行う場合もあります。また、グループで活動する場合には、少人数で編成する等の工夫を講じるとともに、可能な限り混雑する時間帯・方法を避けて移動する等、感染予防に努めます。
7. ゼミ合宿等、集団やグループで宿泊を伴う活動については、当面の間、実施しないこととします。

III. 窓口業務

1. 事務室はアクリル板等で飛沫感染対策を行います。
2. 事務室および教育学習基盤センターの開室時間は 8:40～18:00（土曜日は 17:00 まで）です。窓口での各種相談、提出や、証明書発行機の利用などが可能です。

IV. 施設・設備（学習施設、実験施設、運動施設、食堂その他諸施設）の対応と利用制限

1. 施設においては、施設管理業者が適宜、ドアノブ・什器等の拭き掃除等に取り組みます。また、トイレにはすべてペーパータオルを設置します。
2. 講義室の教卓には原則としてアクリル板等、遮蔽版を設置します。

3. 利用が許可された施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行います。
4. 図書館、ラーニング・コモンズ、ラウンジ、食堂等における座席は、対面着席及び隣席への着席とならないよう椅子を削減する等により座席の間隔を空けるようにします。
5. 図書館での貸出手続きや事務室窓口での相談における順番待ちでは、人と人との間隔を空けるようにします。また、郵送による図書の貸出し・返却サービスを継続して実施します。利用者との対面で応対する場合、アクリル板等により遮蔽します。
6. 複数人で共用する実験や実習の器具は、管理者および利用者において使用前、使用後に適宜消毒を行うこととします。
7. 授業日は原則として食堂・売店の営業を行っています。入口のサーモグラフィーで利用前に必ず検温を行い、37.5℃以上の発熱が確認された学生は食堂の利用を控えてください。

V. 課外活動の実施制限

1. 本学公認のクラブ・サークル団体が課外活動を再開する場合は、「課外活動の段階的な再開のための基準」に沿ってそれぞれの活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成し、「活動計画書兼誓約書」に記載の上、学生支援センターに提出し、活動再開の許可を得てください。
2. 課外活動の再開を認められた団体は「学内活動願」「参加者名簿」等を提出し、活動日時や参加予定者の届け出を行ってください。活動後は翌日までに「参加者名簿」「見学者名簿」を学生支援センターに提出してください。提出がない団体に対しては、次回の活動を認めないことがあります。
3. 活動条件の一つに「2週間前からの体調記録」があります。OpenCEASを活用して毎朝の検温結果等を登録し、活動開始予定日の少なくとも2週間前から体温や咳症状の有無等の記録を始めてください。発熱、倦怠感、軽度であっても咳・咽・頭痛等の体調不良者及び海外から入国後2週間以内の者は、当該課外活動に参加しないでください。
4. 活動の内容を勘案しながら、オンライン課外活動を併用していくことも推奨します。
5. 学校支援ボランティアについては感染対策・健康管理に十分留意した上で活動してください。活動にあたっては事前にボランティアセンターへの届け出が必要です。
6. 今後活動制限レベルの見直しなどによって、課外活動を制限や禁止する場合があります。

VI. 学生が行う感染予防対策（基本事項）

①日常の留意点について

1. 「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理に留意してください。
2. 新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめられた感染リスクが高まる「5つの場面」を極力避け、また「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等を参考に、クラスター連鎖を抑える行動を心がけてください。
3. OpenCEASを活用して毎日の体温チェックと体調管理を行い、社会の一員として倫理観の

ある行動をとってください。

4. 帰宅後は、生活スペースに入る前に可能な限り衣服の洗濯、入浴を心がけてください。

②登学の判断について（「新型コロナウイルス感染症による登学可否のフローチャート」参照）

5. PCR 検査等で陽性となった場合や PCR 検査等を受けることになった場合、濃厚接触者と特定された場合等は、保健所の指示に従って登学を見合わせるとともに、必ず学生支援センターに連絡してください。

6. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者との接触があったことが判明した場合は、普段以上に自身と関係者の体調に注意し、慎重に行動してください。また、登学する前に学生支援センターに連絡してください。状況により登学可否の判断を行います。

7. 新型コロナウイルス感染者との接触がわかったときや、発熱や呼吸器症状の異常が見られた場合は、「新型コロナウイルス感染症による登学可否のフローチャート」に基づいて判断し、登学禁止に該当する場合には、保健所や医療機関の指示に従ってください。

8. 症状が一旦改善している場合でも、薬を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまでは自宅待機してください。

9. 実習系の授業については、各学科で定められた基準にしたがってください。

10. 海外から帰国・来日後、2 週間が経過していない場合は、症状の有無に関わらず登学を見合わせてください。

③通学中について

11. 通学中からマスクを着用し、近距離での会話や大声での会話は慎んでください。ただし、夏場は熱中症予防に充分留意してください。

12. 混雑を避けられるように時間に余裕をもって行動してください。

④大学構内において

13. 学内では必ずマスクを着用してください。特に屋内では不織布マスクを推奨します。

14. 各棟や教室に消毒液を配置しますので、建物内に入る際は手指消毒をしてください。

15. 講義室等の施設を利用するときは、扉や窓を開放してください。また、サーキュレーターの設置された部屋では常時作動させてください。窓等の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉や窓を開放して換気を行ってください。

16. エレベーターの利用は、体の不自由な方や台車の利用に限定します。

17. 休憩時間等も常にソーシャルディスタンスを意識して行動してください。

18. 学内において飲食をする際は黙食を心がけ、食後は速やかにマスクを着用してください。

19. 施設利用者は大声での会話は控えるとともに、用件が済み次第速やかに退室し、滞留時間を短くするよう努めてください。

20. 図書館や学部・研究科の実習室等、施設単位で感染拡大予防のための運用基準が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各運用基準に従ってそれぞれの施設を利用してください。

VII. 畿央大学の活動制限レベル指針

国の感染症対策分科会では、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示されています。本学においても6段階の活動制限レベルを設定し、1月14日（木）から「レベル3」で運用してきましたが、3月3日（水）からは「レベル2」で運用します。なお、国や奈良県等の対応方針が現状から変更された場合には、対応も適切に変更します。併せてガイドラインも今後の感染状況により変更されることがあります。

以上